

瑞穂監第53号
平成24年1月20日

瑞穂市長
堀孝正様

瑞穂市議会
議長星川睦枝様

瑞穂市代表監査委員 井上和子

瑞穂市監査委員 小寺徹

定期監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により、「上水道課」の定期監査を実施したので、同条第9項の規定により監査結果に関する報告書を提出する。

定期監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象

「上水道課」における平成23年4月1日から平成23年10月末日までの財務に関する事務の執行と、重点項目として「使用料」についての監査を行った。

上水道課は、環境水道部に属し、課長以下職員6名と補助職員3名で、瑞穂市水道事業組織規程に基づく以下の事務と簡易水道に関することを行っている。

- (1) 課の庶務に関する事
- (2) 公印（水道事業専用）に関する事
- (3) 文書の收受発送、編さん及び保存に関する事
- (4) 諸規程の制定及び改廃に関する事
- (5) 財政計画、予算及び決算に関する事
- (6) 企業債及び一時借入金に関する事
- (7) 支出命令、出納及びその他財務に関する事
- (8) 加入金及び諸手数料の調定並び徴収に関する事
- (9) 諸契約並びに財産の取得管理及び処分に関する事
- (10) 給水開始及び中止に関する事
- (11) 滞納整理簿及び給水停止等に関する事
- (12) 料金の調定及び徴収に関する事
- (13) その他料金に関する事
- (14) 物品、工事資材類の備蓄及び管理に関する事
- (15) 水道施設の維持管理に関する事
- (16) 水道施設の設計、施工、監督及び検査に関する事
- (17) 給水装置工事の受付、設計、審査及び検査に関する事
- (18) 指定給水装置工事事業者の指導監督に関する事
- (19) 量水器の維持管理に関する事
- (20) 漏水防止に関する事
- (21) 水質に関する事
- (22) 消火栓の維持管理に関する事

2 監査の実施日

平成23年12月1日（木）

3 実施した監査手続

監査の対象となった財務に関する事務の執行については、上水道課から提出された資料を基に説明を求めるとともに、貯蔵品・工事資材類の保管状況、宮田水源地視察も含め通常実施すべき監査手続を実施した。

第2 監査の結果

1 財務について

財務の執行については、次のとおりで、財務の事務は適正に執行されているものと認められた。

平成23年10月末現在

科目	予算額(円)	執行済額(円)	比率(%)
水道事業収益	468,015,000	228,660,457	48.9
水道事業費用	423,988,000	102,389,892	24.1
資本的収入	57,325,000	28,469,700	49.7
資本的支出	390,894,000	61,229,069	15.7

2 水道施設・設備について

上水道普及率の向上や水の安定供給のための配水設備拡張及び改良工事、老朽化や耐用年数に伴う施設の更新、さらには「瑞穂市水道ビジョン」や現在策定中の幹線管路網整備計画に基づき、計画的に整備を進めるとともに、整備に必要となる建設改良積立金の計画的な積み立てと活用を図られたい。

3 有収率について

有収率は毎年下がり続け、平成21年度には76.2%となったが、平成22年度は漏水対策の成果がみられ79.0%となっている。これまで、市内を4ブロックに分けて行っていた漏水調査を、3ブロックにして早期発見を図っているが、その他の原因究明にも努められたい。有収率の向上は営業収益の増加につながるため、まずは合併時平成15年度の88.2%に戻るよう努力されたい。

4 使用料について

未収金対策として、支払督促の申し立てを実施されたが効果が得られず、今後は文書催告・臨戸催告・架電催告で徴収していくとのことであるが、催告事務報告書だけでなく滞納整理カードも有効に活用して未収金の徴収に努められたい。

また、納付書を下水道使用料と一本化することが収納率の向上につながらないか検討されたい。

5 減債積立金について

現在は、地方公営企業法第32条及び同法施行令第24条の規定に基づき積み立てられているが、同法の一部改正により、平成24年度からは積立義務が廃止となる。そのため、瑞穂市水道事業としての積立根拠が必要になると考えるので、早急に検討して明確にされたい。

6 みずほ公共サービス㈱への委託について

同社への委託業務は、すべて同社からだけの見積徴収による随意契約となっている。他課の同社への委託業務も同様であり、積算が行われていなかったのので、適正な積算に努められたい。

7 土地貸付料について

賃料については、固定資産税評価額を基に算出されているが、合併以降同一金額となっているために見直しがされているか定かでない。今後は適正に賃料を算出されたい。

また、現在の事務所、倉庫などは市の施設を使用していると思われるが、公営企業として使用貸借が必要でないか検討いただきたい。

8 在庫管理について

前回、平成19年8月に監査を実施した際に適切・効率的な管理をお願いしたところ、在庫をデータ管理するようにして月末に確認する体制にされていた。また、在庫も必要最小限に努めて保管スペースが縮小されていた。

以上